

○財務省告示第三百七十号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十六年七月二十日に発行した割引短期国債の発
 行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項	振替法の適用	発行方法	発行額	振替単位	発行日	発行価格	償還期限	償還金額	元金支払額
割引短期国庫債券（第三百五十 七回）	国債整理基金特別会計法（明治 三十九年法律第六号）第五條第 一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 の振替法に受けるものとし、その 適用を受けるものとし、その振 替機関は日本銀行とする。	日本銀行による借換えのための 引受け	額面金額で二千八十二億円	千円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。	平成十六年七月二十日	額面金額百円につき九十九円九 角七分四厘	平成十七年七月二十日	償還金を支払う。	額面金額百円につき百円

十三

弘 場
込 所
期
日

平
成
十
六
年
七
月
二
十
日